

## 昭和前期の労働衛生史

乾 修 然

明治時代の国家目標が「独立と西欧列強との平等」であったとすれば、大正期は「目標の模索と近代化」、そして昭和の前期は「大東亜共栄圏の建設」であった。国内的には、経済恐慌によって昭和の幕が開き、満州事変を経て日中十五年戦争へと突入する。最後は国土の大半が焼土と化し、原爆の投下で悪夢のような第二次大戦を終わり、米軍占領下の昭和後期へと続く。

戦争遂行のための重要国策と、労働衛生対策の関連を追ってみたい。

### 一、国家総動員法と戦時特例

昭和十三年「戦時に際し、国防目的達成の為、国の全力を最も有効に發揮せしむる様、人的及物的資源を統制運用する」ことを目的として、国家総動員法が制定され、同法第六条に規定する「政府は戦時に際し国家総動員上必要あ

るときは勅令の定むるところにより従業員の使用・雇入若は解雇又は賃金その他の従業条件に付必要な命令を為すことを得」並びに同法七条に規定する「労働争議に関する行為の制限若は禁止を為すことを得」の二条文のものに、各種の労働行政法は集約・統合されることとなる。同法に基づき戦時特例は次の通り。

- (イ) 工場就業時間制限令 (昭一四・三・三一)
- (ロ) 女子坑内就業に関する鉱夫労災扶助規制第一条第一項の特例 (昭一四・八・二九)
- (ハ) 賃金臨時措置令 (昭一四・二〇・一八)
- (ニ) 賃金統制令 (昭一五・二〇・二六)
- (ホ) 戦時緊急対策に関する件 (昭一六・二二・二〇)
- (ヘ) 戦時国民動員態勢の整備強化 (昭一七・八・一五)
- (ト) 勤労管理基本方針の確立 (昭一七・九・一〇)
- (チ) 生産増強基本方針の確立 (昭一八・一・二〇)
- (リ) 工場法戦時特例 (昭一八・六・一五)
- (ヌ) 決戦非常措置要綱 (昭一九・二・二五)
- (ル) 勤労昂揚方策要綱 (昭一九・三・一八)

### 二、産業報国会と労働組合

昭和十五年十一月「国体の本義に徹し全産業一体報国の実をあげ以て皇運を扶翼し奉らんことを期す」ことを目的として、大日本産業報国会が結成され、昭和十七年には全国の産業報国会の数は八六、七一四（事業数一六四、六三七、全員数五、五二三、二八〇）をかぞえるに至った。これに先立ち、労働組合は政府の露骨な強圧を受けて、あるいは国家主義化、あるいは自主解散を余儀なくされた。

### 三、国民体位の低下

政府は国防的見地から、国民の体位の低下について格別の配慮を行ったが、その施策は次の通り。

- (イ) 日本産業衛生協会に対する社会局長の諮問と答申  
(昭八・二・)
- (ロ) 「衛生省設立の急務について」陸軍省  
(昭一・七・)
- (ハ) 第一回結核予防運動振興週間 (昭一・一〇・二〇)
- (ニ) 女子保護法公布  
(昭二・三・三一)
- (ホ) 保健所法公布  
(昭二・四・五)
- (ヘ) 厚生省設置  
(昭一三・一・一一)
- (ト) 全国健康週間実施  
(昭一三・五・)

(チ) 国民健康保険法公布  
(昭一三・五・四)

(リ) 体力章検定制度  
(昭一四・一〇・)

(ヌ) 国民体力法公布  
(昭一五・四・八)

(ル) 国民優生法公布  
(昭一五・五・一)

### 四、工場法の改正

労働三法のうち、工場法は明治四十四年に制定される。大正デモクラシーの世相を反映して、大正十二年に労働者保護の観点から大改正が行われ、関係規則が整備された。

昭和前期においては、昭和二年に寄宿舎規則が制定され、寄宿舎での安全衛生基準の向上がはかられ、さらに昭和四年工場危害予防及衛生規則の制定によって工場の安全衛生基準の確保がはかられ、続いて昭和十年工場法の一部改正によって業務上災害の補償基準の向上がはかられる。

しかしながら同法改正以降は、戦時下の労働政策として国家総動員法の統制下におかれ労働者保護法としての使命は絶たれた。改正の経過は次の通り。

- (イ) 工場法制定  
(明四四・三・二九)
- (ロ) 工場法施行令公布  
(大五・八・三)
- (ハ) 工場法施行規則公布  
(大五・八・三)

(一) 鉱夫労役扶助規則公布

(大五・八・三)

(二) 工業労働者最低年齢法

(六一・二・三・二九)

(三) 工場附属寄宿舎規則

(昭二・四・六)

(四) 工場危害予防及衛生規則

(昭四・六・二〇)

(京都工場保健会)

## 日本の高温労働環境の歴史

三浦 豊彦

日本の夏の気候は高温高湿である関係で、戸外の日光直射の農作業、林業労働などは当然、かなり暑熱の環境下の労働だった。

その他、熱源のある職場、たとえば陶器、炭焼なども暑熱の職場だったし、鉱山の金属精錬も徳川時代から、その熱源は小さなものであったが、熱を防ぐ工夫のいくつかがすでにみられた程である。

たとえば宝暦四年(一七五四)刊で平瀬徹斎編むところの「日本山海名物図会」の巻之一、金銀銅鉄山の部に銅山床屋の図がある。今なら熔鉱炉前作業というところで、炉前の吹大工(熔鉱炉工)は体にむしろをかけている。

これは防熱用のもので、衣蓑ころもとよばれた。

享和元年(一八〇一)に住友家の刊行した「鼓銅図録」にも別子銅山の坑内作業から、選鉱作業、精錬作業が描か